

**東京海上日動あんしん生命 幼児教育支援制度
2018 年度 募集要項**

本制度は、疾病により保護者を失った遺児で、経済的な理由により幼児期の教育が困難なご家庭に、知育教材を1年間～最大3年間無償で提供する、「東京海上日動あんしん生命 幼児教育支援制度」に基づいて運営されるものです。

申請資格等	次の1・2の両方に該当する方。 1. <u>申請資格</u> 疾病により保護者を失い、経済的な理由により支援を必要とする未就学の遺児かつ2012年4月2日から2015年4月1日生まれのお子さまを養育する方。 2. <u>所得</u> 申請時における前年度の年間世帯収入金額が550万円を超えない方。
募集人数	100名
支援内容	株式会社ベネッセコーポレーションの「こどもちゃれんじ」を、年少～年長期間に1年間～最大3年間、無償で提供します。
支援期間	上記資格の子が小学校に入学するまでの期間
提供方法	2018年3月以降、ご指定の住所に毎月郵送します。(国内受講に限ります。)
申請に必要な書類	ホームページよりダウンロードして提出いただく書類、各自でご用意いただく書類があります。 1. (公社)日本フィランソピー協会のホームページより以下の書類をダウンロードしてください。 ➤ 「東京海上日動あんしん生命 幼児教育支援制度」2018年度申請書 ➤ 個人情報の保護に関する同意書 書類ダウンロード：http://www.philanthropy.or.jp/anshin 2. 以下の書類を、ご用意ください。 ➤ 直近の世帯収入(2016年中)を証明する公的証明書 *「所得証明書」(年間収入が明記されていること)もしくは「非課税証明書」 *生活保護受給中の方は、別途「生活保護決定(変更)通知書」(金額の記載のあるもの)を提出してください。 *証明書の書式は、市区町村によって異なります。 *給与所得の「源泉徴収票」、「確定申告(控)」は不可です。
申請先	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 244 公益社団法人 日本フィランソピー協会 「東京海上日動あんしん生命 幼児教育支援制度」事務局 宛
申請期間	2017年6月1日(木)～2017年10月31日(火)当日消印有効
内定時期	選考委員会で選考のうえ、申請者に通知します。(2018年1月予定)。

<p>内定後の 提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民票記載事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> * 生計を一にする方全員分。 * 本籍地欄の表示およびマイナンバー(個人番号)の記載のいずれもないもの。 ➤ 本申請の資格要件となる保護者の死亡診断書 <ul style="list-style-type: none"> * 死亡診断カルテが保存期間(5年)の経過によって破棄されている場合(医療機関にないとき)は、本籍地を管轄する法務局で発行される死亡届書の記載事項証明書。 ➤ 「こどもちゃれんじ」申込書 <ul style="list-style-type: none"> * 内定通知と共にお送りします。ベネッセコーポレーション宛にご送付いただきます。 ➤ お子さまの絵画作品 <ul style="list-style-type: none"> * 「こどもちゃれんじ」提供終了後に提出いただきます。
----------------------	---